

2016年9月26日

政策研究レポート

休眠預金に関する意識調査結果について

回答者の6割が休眠預金の活用に関する現行法案に賛成。成功の鍵は、「認知の向上」と「チェック体制等の現行法案に記載されている事項の着実な実行」にある。

ソーシャルエコノミー研究センター [東京] 副主任研究員 水谷衣里

転居や結婚、死去など何らかの理由で使われなくなった預金口座。こうした口座に預けられた「休眠預金」の活用に向けた法律案（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案」）が国会で審議されている。

休眠預金は銀行等金融機関において年間850億円程度発生し、預金者に350億円程度が払い戻されている。残る年間発生額約500億円を、預金者の権利を保護し、いつでも払い戻しに応じられる体制を維持しながら、民間公益活動の促進によって社会課題解決を加速化させるために活用しようということが、本法律案の趣旨である。

休眠預金の活用による民間公益活動の促進は、英国や韓国で既に具体化されている。日本では2011年頃から議論が活発化、2013年には超党派の国会議員連盟が結成され、法律案が議論されてきた。

筆者は以前、我が国における休眠預金に関する議論の推移と海外事例の整理、当時の法律案に関する解説、休眠預金活用に際して留意すべきポイントをまとめたレポート「[どう活かす？休眠預金～“民による社会課題の解決”を支える仕組みを作るために～](#)」を公表した¹。これに引き続き今回は、現時点で公開情報として入手できる法律案を元に、同法律案に関する国民の意識について、アンケート調査を通じて把握した。本レポートは、その結果を取りまとめたものである。

【調査結果の概要】

- **休眠預金という言葉の認知について**
 - ✓ 全体の6割を超える回答者が、「休眠預金」という言葉を認知していた。
 - ✓ 年代別にみると、男女ともに20代において休眠預金という言葉が知られていない割合が高い
- **休眠預金に該当する口座数について**
 - ✓ 休眠口座の保有数はゼロが最多（5割超）、次いで1～3口座が3割弱、4口座以上は2.5%
 - ✓ 6人に1人（16%）は、休眠口座の有無は「わからない」と回答
- **現行法律案について**
 - ✓ 6割が現行法律案に肯定的な回答
 - ✓ 休眠預金という言葉が知らなかった場合は、「法律案の賛否がわからない」と回答する傾向が高い
 - ✓ 現行法律案で示されている活用分野に対しては、6～8割が概ね肯定的
 - ✓ 休眠預金活用の際留意すべき点としては、透明性の確保や不正利用防止に向けたチェック体制、宗教・政治・反社勢力排除、監査や検査、天下り排除といった取り組みが必要との回答が多い

¹政策研究レポート「[どう活かす？休眠預金～“民による社会課題の解決”を支える仕組みを作るために～](#)」（2014年10月9日公表）はhttp://www.murc.jp/thinktank/rc/politics/politics_detail/seiken_141009.pdfから閲覧が可能。休眠預金に関する議論の詳細はそちらをご参照いただきたい。

目次

1 . 調査の目的と概要	3
1.1 調査目的	3
1.2 調査対象	3
1.3 調査期間	3
1.4 回答者属性	3
1.4.1 概要	3
1.4.2 性別	4
1.4.3 居住地	4
1.4.4 婚姻状況	5
1.4.5 子どもの有無	5
1.4.6 職業	6
1.4.7 備考	6
2 . 調査結果及び考察	7
2.1 「休眠預金」という言葉に対する認知状況	7
2.1.1 全体傾向	7
2.1.2 性別および年代別の状況	8
2.2 休眠預金に該当する口座の有無および口座数	9
2.2.1 全体傾向	9
2.2.2 性別および年代別の状況	10
2.3 休眠預金の活用推進について	11
2.3.1 現行法律案に対する意見	11
2.3.2 現行法律案で示された休眠預金の活用分野に対する意見	13
2.3.3 休眠預金活用に際し、留意すべき点	15
3 . 考察	16

1. 調査の目的と概要

1.1 調査目的

本調査は、休眠預金に関する現状認識と、現在公開されている休眠預金に関する法律案（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案」）に関する意見を把握することを目的に実施した。

1.2 調査対象

株式会社クロス・マーケティングのネットリサーチに登録している20歳以上のモニター会員に対し、平成22年度国勢調査における性別・世代別の人口比率を反映してサンプル割付を行い、回答を依頼した。

1.3 調査期間

平成28年7月27日（水）～29日（金）の3日間で実施した。

1.4 回答者属性

1.4.1 概要

回答者数は998人、性別・年齢別の割合は以下の通りである。

なお回答者の平均年齢は49.5歳であった。

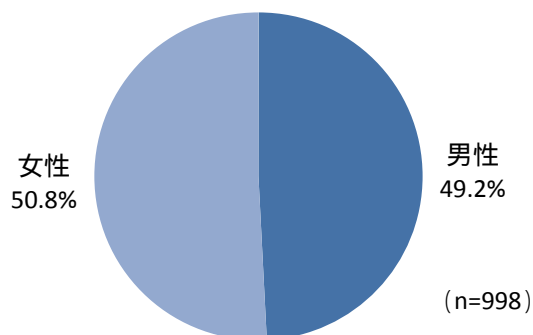
図表 1 回答者数

全体	全 体	年 齢	回答数	%
男性 491人	1	男性 / 20-29 歳	72	7.2
	2	男性 / 30-39 歳	95	9.5
	3	男性 / 40-49 歳	88	8.8
	4	男性 / 50-59 歳	84	8.4
	5	男性 / 60-69 歳	92	9.2
	6	男性 / 70 歳以上	60	6.0
女性 507人	7	女性 / 20-29 歳	70	7.0
	8	女性 / 30-39 歳	93	9.3
	9	女性 / 40-49 歳	87	8.7
	10	女性 / 50-59 歳	85	8.5
	11	女性 / 60-69 歳	98	9.8
	12	女性 / 70 歳以上	74	7.4
合計	-	-	998	100

1.4.2 性別

男性が49.2%、女性が50.8%であった。

図表 2 性別



1.4.3 居住地

回答者の居住地域は以下の通り。

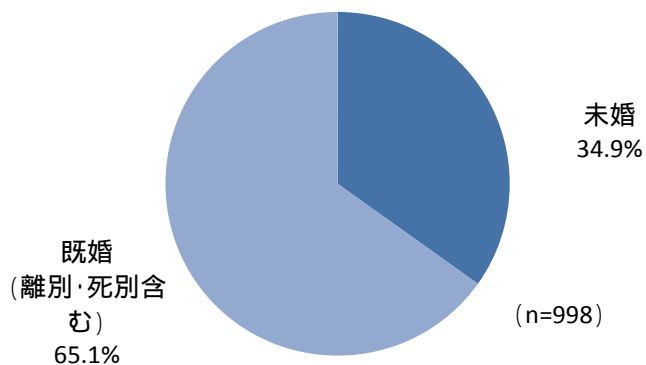
図表 3 居住地域

NO	都道府県名	回答数	%	NO	都道府県名	回答数	%	NO	都道府県名	回答数	%
1	北海道	60	6.0	17	石川県	5	0.5	33	岡山県	8	0.8
2	青森県	10	1.0	18	福井県	3	0.3	34	広島県	17	1.7
3	岩手県	6	0.6	19	山梨県	9	0.9	35	山口県	10	1.0
4	宮城県	21	2.1	20	長野県	8	0.8	36	徳島県	7	0.7
5	秋田県	6	0.6	21	岐阜県	14	1.4	37	香川県	6	0.6
6	山形県	10	1.0	22	静岡県	28	2.8	38	愛媛県	6	0.6
7	福島県	5	0.5	23	愛知県	57	5.7	39	高知県	3	0.3
8	茨城県	17	1.7	24	三重県	11	1.1	40	福岡県	35	3.5
9	栃木県	14	1.4	25	滋賀県	11	1.1	41	佐賀県	3	0.3
10	群馬県	15	1.5	26	京都府	24	2.4	42	長崎県	4	0.4
11	埼玉県	54	5.4	27	大阪府	94	9.4	43	熊本県	7	0.7
12	千葉県	68	6.8	28	兵庫県	41	4.1	44	大分県	3	0.3
13	東京都	149	14.9	29	奈良県	14	1.4	45	宮崎県	1	0.1
14	神奈川県	89	8.9	30	和歌山県	6	0.6	46	鹿児島県	9	0.9
15	新潟県	12	1.2	31	鳥取県	4	0.4	47	沖縄県	4	0.4
16	富山県	6	0.6	32	島根県	4	0.4				

1.4.4 婚姻状況

回答者の婚姻状況は以下の通り。未婚が34.9%、既婚（離別・死別を含む）が65.1%であった。

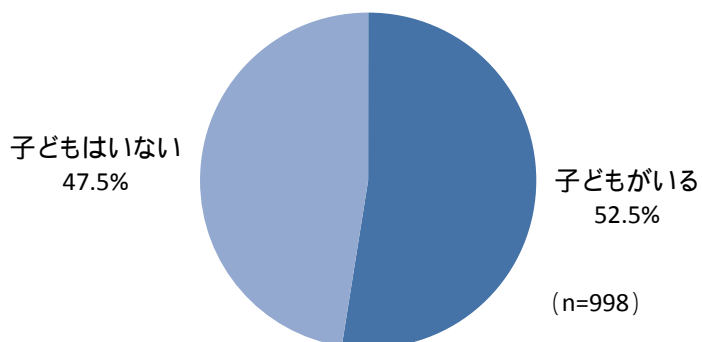
図表 4 婚姻状況



1.4.5 子どもの有無

回答者のうち、子どもが「いる」と回答した割合は52.5%、「いない」と回答した割合は47.5%であった。

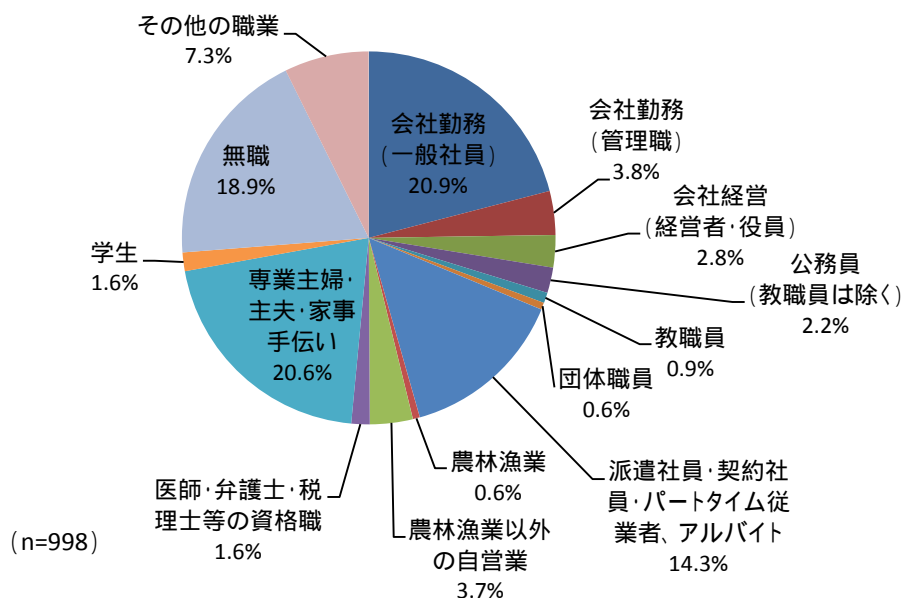
図表 5 子どもの有無



1.4.6 職業

「会社勤務（一般社員）」が 20.9%と最も高く、次いで「専業主婦・主夫・家事手伝い」が 20.6%、「無職」が 18.9%、「派遣社員・契約社員・パートタイム従業者、アルバイト」が 14.3%であった。

図表 6 職業



1.4.7 備考

本調査は、インターネットによるモニター調査であるため、回収率算出の根拠となる調査票の配布数を設定していない（サンプル定足数に到達するまで回答を収集するため）。このため、本調査結果では回収率は記載せず、回答数のみを記載した。

2. 調査結果及び考察

2.1 「休眠預金」という言葉に対する認知状況

2.1.1 全体傾向

- ✓ **全体の6割を超える回答者が、休眠預金という言葉を知り**

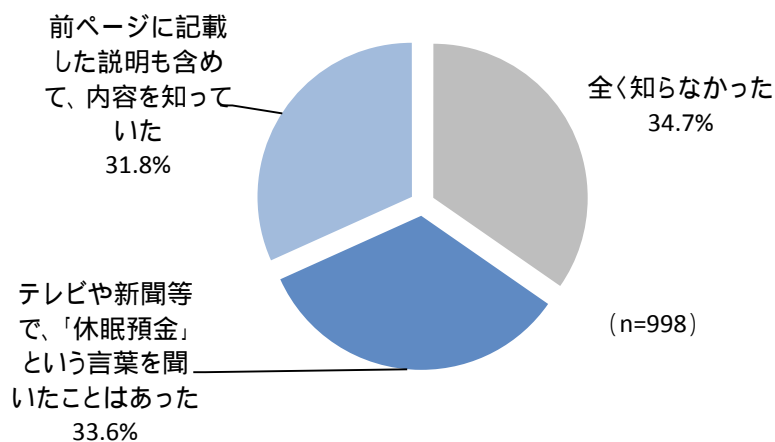
アンケートでは、冒頭の画面で、図表 7 に記載した休眠預金に関する解説文を回答者に示した上で²、「休眠預金」という言葉を知っていたか、質問を行った。

その結果、「テレビや新聞等で、休眠預金という言葉を知ったことがあった」と回答した人が 33.6%、「図表 7 に記載した説明も含めて、内容を知っていた」と回答した人が 31.8%と、程度の差はあるものの、合計で 6 割を超える回答者が「休眠預金」という言葉を知っていた。

図表 7 「休眠預金」に関する解説文

【休眠預金について】	
<p>休眠預金とは、金融機関に預けられたまま長期間取引のない預金を指します。金融機関は、原則 10 年以上取引が無く、預金者と連絡を取ることが出来なくなった口座を休眠口座として管理しており、同預金は年間約 850 億円、口座数で言えば約 1,300 万口座（そのうちの 9 割の口座は 1 万円以下）発生していると推計されています。</p>	
<p>預金者保護の観点から、休眠扱いとなった後でも所定の手続きを踏めば引き出しは可能となっていますが、払い戻しが実現できているのは年間約 350 億円にとどまり、残りの約 500 億円（全体の約 6 割）は、税務当局の方針に基づき、金融機関の利益として計上されています。</p>	

図表 8 「休眠預金」という言葉の認知状況



² ウェブアンケート画面の設計上、回答者はこの画面を確認せずには回答が出来ない形式とした。

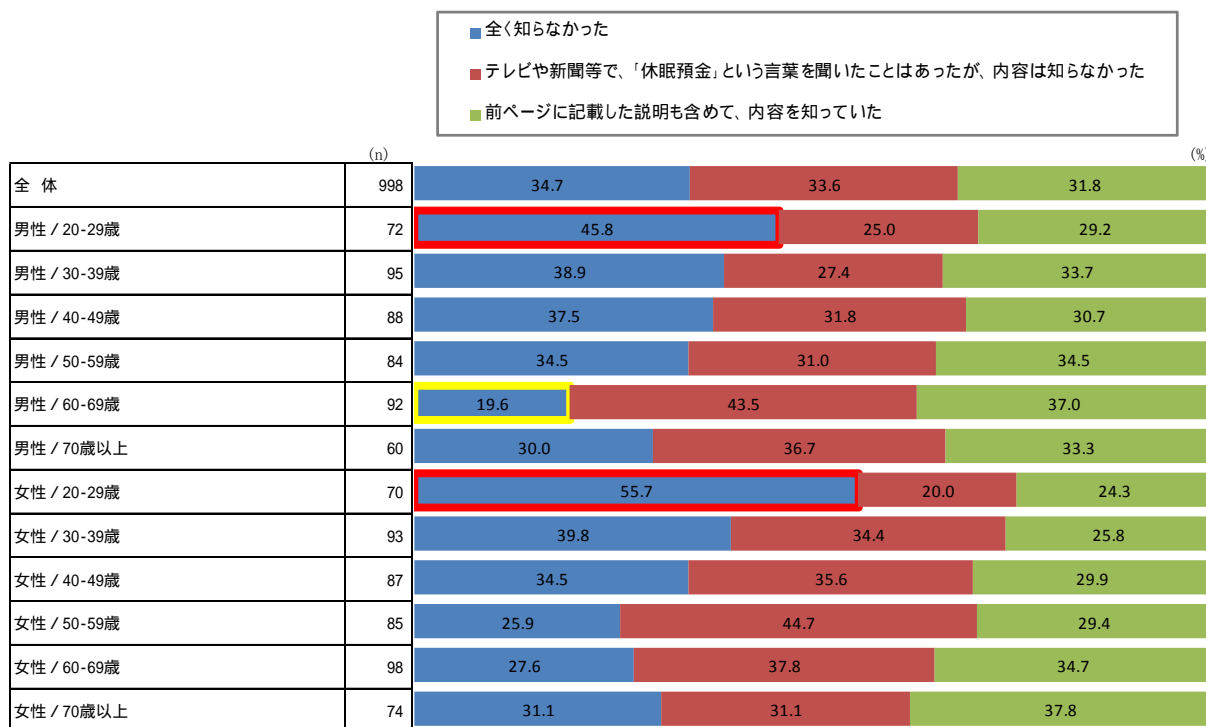
2.1.2 性別および年代別の状況

- ✓ 20代男女において、「休眠預金」という言葉が知られていない傾向が高い

性別および年代別に見ると、男女ともに20代において、「休眠預金という言葉を全く知らなかった」と回答した割合が比較的高い結果となった。

一方で60代男性において、「全く知らなかった」と回答した割合は2割以下であり、他の世代と比べて低かった。

図表9 「休眠預金」という言葉の認知状況（性別および年代別）



2.2 休眠預金に該当する口座の有無および口座数

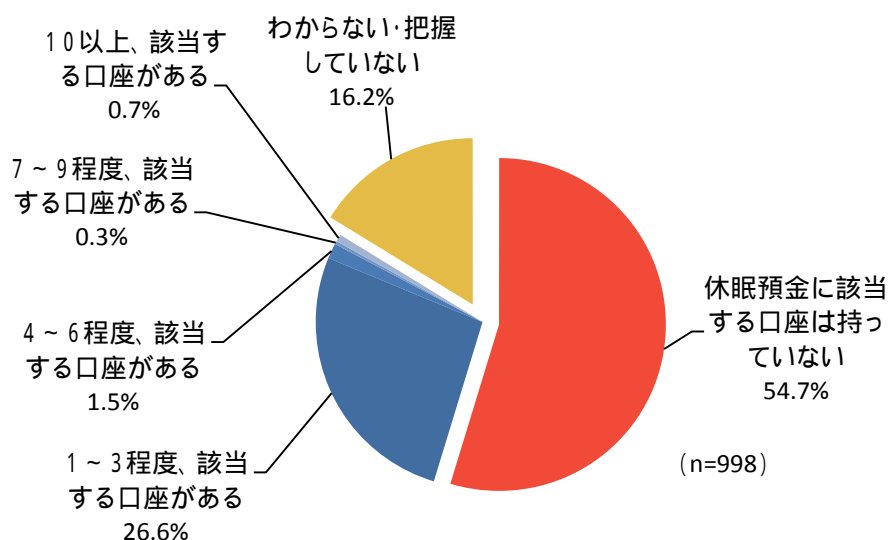
2.2.1 全体傾向

- ✓ 休眠口座の保有数はゼロが最多（5割超）、次いで1～3口座が26.6%、4口座以上は2.5%
- ✓ 一方、6人に1人は「わからない」と回答

次に、回答者自身の「休眠預金に該当する口座の有無および口座数」について質問を行った。

その結果、「休眠預金に該当する口座を持っていない」と回答した人が54.7%と最も多く、次に「1～3程度該当する口座がある」と回答した人が26.6%、「わからない・把握していない」と回答した人が16.2%の順であった³。

図表 10 休眠預金に該当する口座の有無および口座数



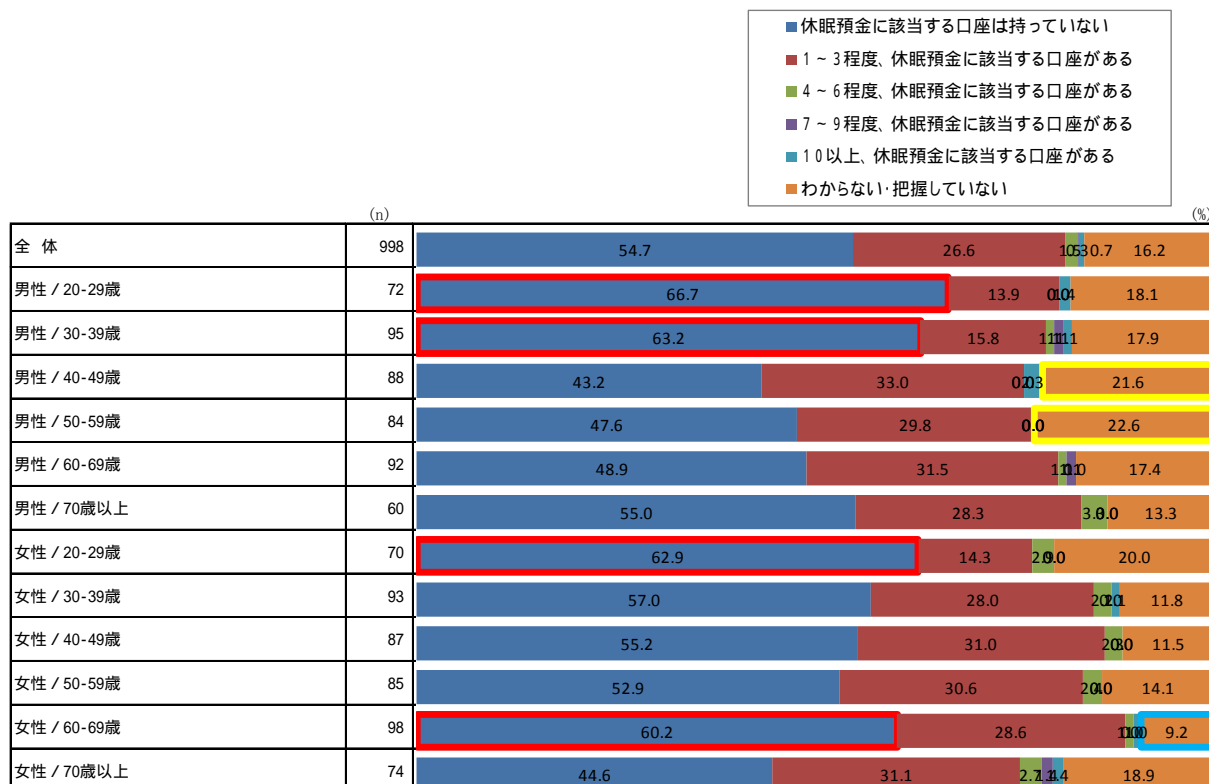
³ なお質問の際には、「ここでいう金融機関とは、銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行などのあらゆるものを含みます。」と表記した。

2.2.2 性別および年代別の状況

休眠預金に該当する口座の有無および口座数を性別および年代別に見ると、「該当する口座を持っていない」と回答した割合が、男性では20代・30代、女性では20代・60代で6割を超えており、他の世代に比べてやや多い傾向が見られた。

また「わからない・把握していない」と回答した割合は、40代、50代男性で比較的高く、60代女性で比較的低い傾向が見られた。

図表 11 休眠預金に該当する口座の有無および数（性別および年代別）



2.3 休眠預金の活用推進について

2.3.1 現行法律案に対する意見

(1) 全体傾向

✓ **6 割弱が現行法律案に肯定的な回答**

回答者に対し、まず図表 12 に記載した休眠預金活用に関する現行法律案に関する説明を示した上で⁴、同法律案についてどのように考えるか、質問を行った。

なお、現行法律案については、「休眠預金活用推進議員連盟」のウェブサイトに公開されている「法律概要」「法律案要綱」(2015年9月2日付けで公開)を参照した⁵。

図表 12 現行法律案に関する説明

法律案について

現在、国会で検討されている「休眠預金等資金活用法律案」とは、休眠預金を、預金者が求めた場合はいつでも払い戻しに対応するなど預金者の権利を保護しながら、それでも払い戻しが出来ない部分について、民間の団体が行う公益活動に活用し、社会的課題の解決に活用しようとするものです。

同法律案は、休眠預金の活用を通じて、「国や地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ること」を目的としています。つまり、休眠預金を「国が使う」のではなく「民間の団体が行う公益に資する活動」(子ども及び若者の支援、日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、地域活性化等の支援の3分野に係る活動)に活用するとしています。

現在の法律案に盛り込まれている内容

休眠預金の活用に関しては、以下の内容が法律案に盛り込まれています。

- ・ 預金者権利保護のため、いつでも預金者からの払い戻し請求に応じられる体制を維持しながら、残る休眠預金を社会課題解決に充てること。
- ・ 休眠預金の使途の透明性を図ること。
- ・ 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮すること。
- ・ 休眠預金の活用の際し、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮すること。(社会の諸課題を解決するために、革新的な手法の開発を促進し、またその成果に着目すること)
- ・ 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外とすること

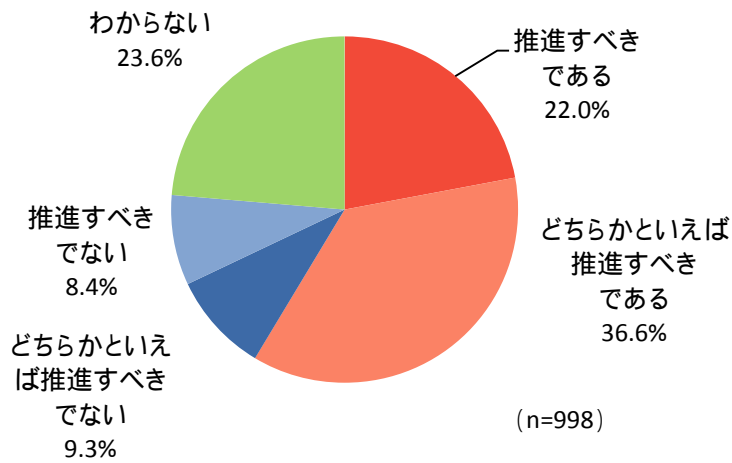
この結果、「推進すべきである」と回答した人が 22.0%、「どちらかといえば推進すべきである」と回答した人が 36.6%と、現行法律案に対して肯定的な意見が全体の 6 割弱を占めた。

一方で「どちらかといえば推進すべきでない」と回答した人は 9.3%、「推進すべきでない」と回答した人は 8.4%であった。「わからない」と回答した人は 23.6%であった。

⁴ ウェブアンケート画面の設計上、回答者はこの画面を確認せずには回答が出来ない形式とした。

⁵ 休眠預金活用推進議員連盟ウェブサイト (<http://www.kyuminyokin.net/>) で公開されている法律案を参照した。

図表 13 法律案に対する意見



(2) 休眠預金という言葉の認知状況別に見た、法律案に対する意見

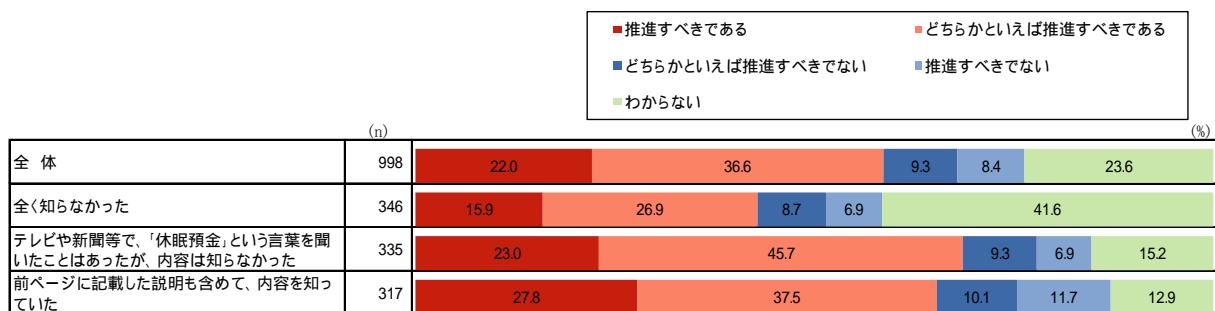
✓ 休眠預金という言葉を知らなかった場合は、「法律案の賛否はわからない」と回答する傾向が高い

現行法律案に対する意見を、「休眠預金」という言葉の認知状況によって見ると、休眠預金という言葉を知らなかった人は、現行法律案の賛否はわからないと回答する割合が 41.6%と比較的高くなる傾向が見られた。

一方で、休眠預金という言葉や内容を知っている人は、現行法律案を「推進すべき」、もしくは「どちらかといえば推進すべき」と答えた割合が全体の 7 割弱に上り、現行法律案に対して肯定的な傾向が見られた。

この結果より、休眠預金という言葉を知ることが、法律案に対する肯定的な意見を持つこととに一定程度つながっていることが推察される。

図表 14 休眠預金という言葉の認知状況別に見た、法律案に対する意見



2.3.2 現行法律案で示された休眠預金の活用分野に対する意見

(1) 3つの活用分野に対する意見

✓ 現行法律案で示されている活用分野について、6～8割程度が肯定的な意見

現行法律案では、休眠預金を活用する分野として、子ども及び若者の支援、生活困窮者等日常生活や社会生活等を営む上で困難を有する者の支援、地域活性化等の支援、の3分野に係る活動が挙げられている。また、これとは別に「上記3つに準ずるものとして内閣府令で定める活動」についても休眠預金を活用するものとされている。

ここでは、現行法律案で示されている3つの活用分野に対する賛否を尋ねた。この結果、

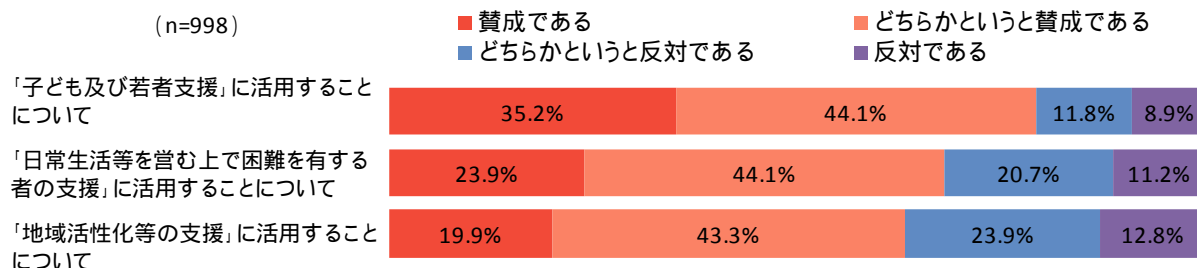
「子ども及び若者の支援」については、「賛成である」が35.2%、「どちらかという賛成である」が44.1%で、肯定的な意見が79.3%と8割近くに達した。

「日常生活等を営む上で困難を有する者の支援」については、「賛成である」が23.9%、「どちらかという賛成である」が44.1%で、肯定的な意見が68.0%と7割弱に達した。

「地域活性化等の支援」に活用することについては、「賛成である」が19.9%、「どちらかという賛成である」が43.3%で、肯定的な意見が63.2%という結果となった。

この結果から、現在の法律案で想定されている3つの活用分野については、肯定的な意見を持つ人が6～8割程度と、一定の理解を得られていることがわかった。

図表 15 3つの活用分野に対する意見



(2) 3分野以外の活用先について

次に、3分野以外の活用先について、休眠預金を活用すべきだと考える分野がある場合は、その具体的な分野を聞いた（回答は自由記述・任意回答とした）

主な意見としては、被災地支援、高齢者支援や冤罪被害者支援といった福祉関連、環境関連、雇用・経済対策などに活用すべきといった意見が得られた。

 図表 16 3分野以外の活用先について（自由回答・任意、一部抜粋）⁶

被災地支援	・被災地での復興支援（地震・津波等の被災者への生活再建への支援）
福祉関連	・高齢者支援（低所得の高齢者への年金への上乗せ、介護施設の充実、後期高齢者の医療費の補助など） ・冤罪被害者支援
環境関連	・環境保全（自然保護、植樹、自然エネルギーやリサイクルなどの研究支援） ・動物保護（野良猫や野良犬の保護又は保護団体の支援）
雇用 ・経済対策	・雇用環境の整備（正社員を増やすための助成金に使う、職業訓練など） ・中小企業に無利子貸付 ・観光振興
民間事業者以外の主体による利用	・規模の小さな地方自治体向けの支援 ・年金基金の補てん ・国庫への繰り入れ、赤字国債返還 ・国民全員への還付
その他	・日本の海域や領土の保護、防衛など ・道路などインフラ整備 ・国際貢献 ・優れたリーダーの育成 ・科学技術の発展 ・公務員不正の監視組織の創設 ・東京オリンピックやお祭、イベント等の財源として活用

⁶ レポート執筆の都合上、左欄の区分けをして記載したが、アンケート回答時には特にこうしたカテゴリを設けておらず、回答者が自由に記入する形式とした。なお掲載したものは一部抜粋であり、長文のもの、重複が見られるもの、読みにくい内容などについては表現を筆者が修正しているものも含まれる。

2.3.3 休眠預金活用に際し、留意すべき点

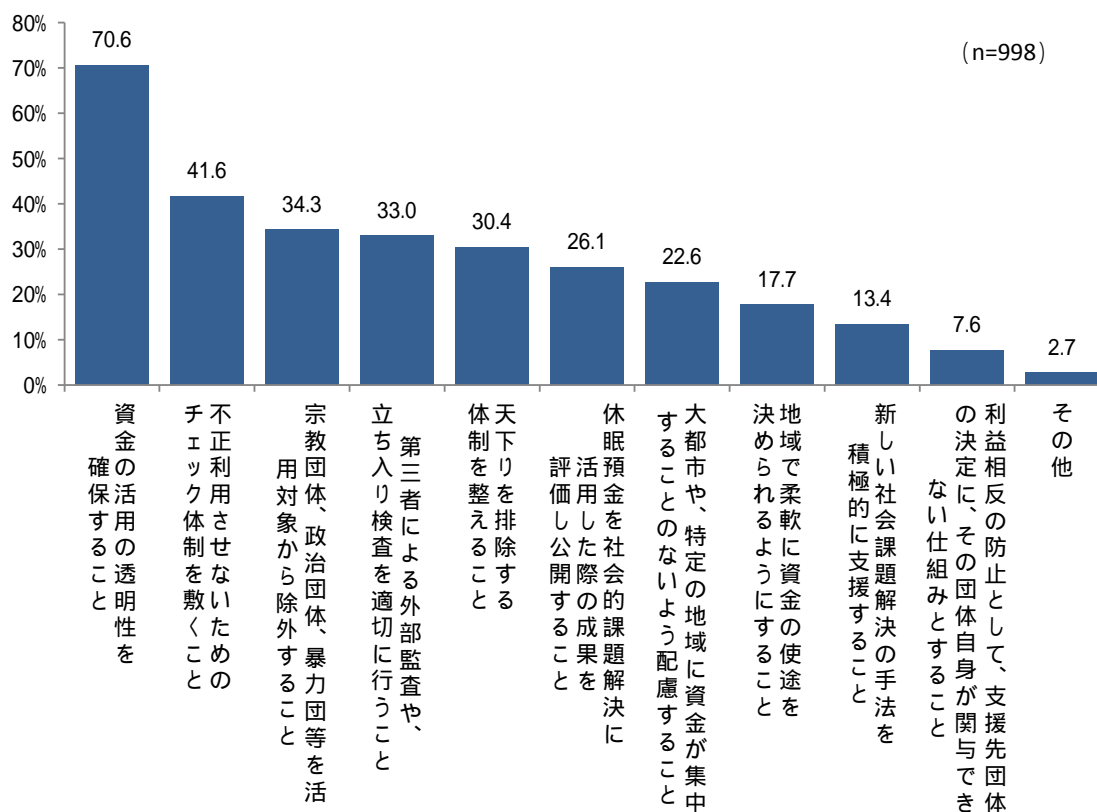
- ✓ 透明性確保やチェック体制、宗教・政治・反社勢力排除、監査や検査、天下り排除といった取り組みに対して必要と回答する割合が高い傾向に

休眠預金の活用に際し、どのようなことに留意すべきと考えるか尋ねた。回答の際には、回答者の考えに最も当てはまるものを3つ選ぶ形式とした。

その結果、「資金の活用の透明性を確保すること」と回答する割合が70.6%と最も多く、次いで「不正利用させないためのチェック体制を敷くこと」が41.6%、「宗教団体、政治団体、暴力団等を活用対象から除外すること」が34.3%、「第三者による外部監査や立ち入り検査を適切に行うこと」が33.0%、「天下りを排除する体制を整えること」が30.4%と続いた。

この結果より、休眠預金の活用に際しては、資金の透明性の確保や不正利用を防止するチェック体制の確立、宗教・政治・暴力団の排除、監査や検査、天下り排除といった、ガバナンスやコンプライアンス遵守に関する取り組みに対して必要だと考える割合が高いことがわかる。

図表 17 休眠預金の活用に際し、留意すべきこと（複数回答）



3. 考察

本調査は、休眠預金に関する現状認識と、現在検討されている休眠預金に関する法律案に関する意見を把握することを目的に実施した。

その結果、全体の6割を超える回答者が、休眠預金という言葉を知っていたことがわかった。

また現行法律案について、「推進すべき」「どちらかという推進すべき」の両者を合わせると、6割が現行法律案に肯定的な回答を行う結果となった。

現行法律案で示されている活用分野についても、分野によって差はあるが、6~8割程度が肯定的な意見を表明した。

一方で、休眠預金という言葉を知らなかった場合には、「法律案の賛否はわからない」と回答する傾向が高まることが示された。

今回のアンケートでは、「休眠預金とは何か」、あるいは「現行法律案の内容」について、アンケート画面上で可能な限り平易かつ丁寧に説明した上で回答を促すよう心掛けたが、それでもなお、言葉の認知度や理解によって休眠預金の活用や法律案に対する意見に差が生まれた結果となった。

しかしこれについて、いささか踏み込んでいえば、休眠預金に対する認知や理解を促した場合に、休眠預金を社会的課題解決に向けて活用するという現行法律案に前向きな意見を持つ層が増加する可能性があることを示唆している。

また休眠預金活用に際し留意すべき点としては、透明性の確保や不正利用防止に向けたチェック体制、宗教・政治・反社勢力排除、監査や検査、天下り排除といった取り組みが必要と回答する傾向が高かった。これらの選択肢は、既に休眠預金に関する法律案に盛り込まれている内容であり、今後休眠預金の活用に対する国民の理解と支持を得るためには、現行法律案に記載されている事項が、運用面で着実に実行されることが大切であると言える。

休眠預金を活用する主体である民間公益活動側では、既に活用に向けた準備が始まっている。たとえば現行法律案では、休眠預金を活用した成果に係る目標に着目した助成を行うことが記されている。成果志向の資金活用は、近年民間公益活動で積極的な議論が始まっており、民間公益活動団体が、自ら生み出した社会的価値を、広くステークホルダーに対して説明しながら活動の改善にもつなげる、いわゆる「社会的インパクト評価」についても、国内外の先行事例の分析や、考え方の整理、知見共有に向けた動きが始まっている⁷。

休眠預金活用推進に関する法律案は、預金者等の利益を保護することを優先しながら、休眠預金を広く社会のために活用することにその主眼がある。前回のレポートにも記載した通り、金融機関は預金者に対して通知等を行うが、それでもなお連絡がつかないなどして残っている預金を、いつでも預金者が引き出せる体制を維持しながら活用するという法律案である。

休眠預金活用推進に際しては、法律案概要に示されている通り、「預金者に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで、広く国民一般にその利益を還元する」ことが求められる。

そのためには、休眠預金に関する国民一般の理解が進むよう引き続き情報提供を行うこと、現行の法律案に記載されているチェック体制を運用面で着実に実行すること、活用する側の民間公益活動側の熟度を上

⁷ 例えば（<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/social-impact-hyouka-houkoku.pdf>）や（<http://www.impactmeasurement.jp/>）を参照。

げ、期待されている波及効果を上げるとともにその成果を社会に対して説明すること、の3つが重要になると考える。

以上

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。